



【特集】市民病院の「今」を お伝えします……… 2

介護予防リーダーになりませんか……………	7
第3子以降の保育料無料化の拡大……………	16
福祉医療費の中学生通院分の拡大……………	17
地域福祉計画策定のタウンミーティング……………	17
読書感想文コンクール作品募集……………	21
7月の二次救急実施病院……………	27

※写真は、5月31日に青山高原で行われた青山高原つつじクオーターマラソン大会の様子。詳しくは22ページをご覧ください。

特集／伊賀の医療を守っていくために

市民病院の「今」を

お伝えします

【問い合わせ】

上野総合市民病院経営企画課
☎ 24・11111 FAX 24・1565

もしも、皆さんが受診するなら、どのような病院に行きたいでしょうか。

自分や家族の体のことをよく知り治療してくれるかかりつけ医がいること、医療機器や施設が充実していることなど、病院に求めていることは人によってさまざまです。しかし、皆さんに共通していることは、信頼できる病院であることではないでしょうか。

今、上野総合市民病院はさまざまな面で変革しようとしています。今年の4月から5階病棟や療養病棟を再開し、そして、がん治療や地域医療、災害時の拠点として取り組んでいます。今回の特集では、そんな上野総合市民病院の「今」をご紹介します。

◆再生に向けて

上野総合市民病院は、昭和30年に設立し、移転などを経て今年で創立60年を迎えます。

市民病院は、数年前から続く医師在職数の減少や来院者数の落ち込みなどにより、厳しい経営状況にあります。これは、全国の公立病院が直面している問題です。

福永泰治副院長は、「現在の市民病院は、再生に向けてさまざまな取り組みを行い、一歩ずつ着実に歩み出しています。どうか現状を見て、今の市民病院を評価してほしい。」と話します。

◆一連の医療を全て市民病院で

現在、全館の耐震工事・改修工事を終えた市民病院の敷地内には、健診センター、療養病棟、訪問看護ス

テーションなどのさまざまな施設があります。

中井拓子看護部長は、「健診センターで何か見つければ、すぐに受診、入院、手術とスムーズに行え、またそれががん治療であった場合は、退院後に外来へ通院しながら化学療法が受けられます。そして、がん治療の苦痛を和らげる緩和ケアや在宅での療養を助ける訪問看護サービスも病院との連携の中で利用することができます。」と話します。

市民病院では、さまざまな機能を連携させることで、より安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組んでいます。

さらに、副院長は続けて、「自分の健康を守るため、健康診断を受けて安心できれば何よりですし、万が一の場合も、すぐに入院などの対応ができる準備を整えています。」と力強く話しました。



▲福永泰治副院長と
中井拓子看護部長



◀病院内の中庭が見渡せるロビー。整備された中庭には季節ごとの花が咲き、来院者を出迎えます。

▶病棟で働く看護師。病院職員の制服が、2年前に紺色へと様変わりしました。いつも笑顔で頼もしい存在です。



地域医療連携室

▲総合受付のすぐ隣にある地域医療連携室

入院費の相談や、退院後の生活などさまざまなご相談をお伺いしています。また、地域の医療機関や福祉関係機関との連携に努めています。

現在、医師（副院長）1人、看護師1人、医療ソーシャルワーカー2人、事務1人が所属しています。

お気軽にご相談ください。



高度な医療 腹腔鏡手術

小さい傷口で、回復も早い

「腹腔鏡手術では、小さな傷からおなかにカメラ（腹腔鏡）を入れて、映像を見ながら通常の手術（開腹手術）と同等の手術が行えます。」と濱口哲也医師は話します。

腹腔鏡手術にかかる時間は疾患によって異なりますが、開腹手術より長くなります。ただし、カメラの挿入口は大きくても1.2〜3cm程度と傷が小さく済むため、体への負担は少なく、手術後早期に退院や社会復帰することが出来ます。

濱口医師は「傷の痛みは、傷の大きさに比例するので、小さいほうが痛みも少なく、美容的な面も考慮できます。」と話しました。

多岐にわたる適用疾患

手術に適用する疾患は、胃・大腸・結腸がん、直腸脱、鼠径ヘルニア、虫垂炎、胆石、胃潰瘍など多岐にわたります。市民病院では、虫垂炎でも、時間が許されれば腹腔鏡手術で行っており、それほどひどくない虫垂炎であれば、緊急手術の翌日には退院して自宅療養することが出来ます。

まずは相談してください

「適用には個人差があります。過去に腹部の手術をしたことがあるか、麻酔に耐えられるか、病気がどの程度進行しているかなどによって



▲濱口哲也外科医師。外科外来以外に、毎週水曜日にはヘルニア外来での診察を担当している。

腹腔鏡で手術できない場合があります。一人ひとりの状態を診て判断しますので、ぜひ相談してください。」と、濱口医師は話します。

市民病院で腹腔鏡手術を受けるための特定の外来はありません。外科であれば、月・水・金曜日に初診がありますので、診察を受けて手術が必要となったときには、開腹手術以外の方法として腹腔鏡を選ぶことも出来ます。

「もしも、患者さんが家族なら…」

濱口医師に患者さんと接するとき、心がけていることを尋ねたところ、「自分の家族なら、どういう治療を選択するかを、いつも考えています。手術が最適とされる胃がんであっても、高齢であれば手術することでの寝たきりになるなどの恐れがあります。年齢や状況に応じて治療方法を提案しています。」と話してくれました。

また、「心配な症状があるようでしたら、早めの受診をおすすめします。」と繰り返し話しました。

◇内科医師が赴任しました

4月から、消化器内科の医師が2人増え、消化器・肝臓内科の常勤医が4人になりました。今後は、より充実した医療をめざしていきます。

八尾隆治医師



光山俊行医師

はじめまして。4月に赴任しました光山です。

この4月から、消化器肝臓内科の診療を担当している八尾です。

この地域は、ほかの地域にくらべ膵炎、胆嚢結石、総胆管結石、胆嚢炎、大腸がんの患者数が多いように感じます。特に高齢者の大腸がんでは、肝臓など、そのほかの臓器へ転移し、進行したものが多く見受けられ、早期発見の重要性を痛感しています。

なるべく多くの皆さんに健診を受けていただき、内視鏡などによる早期発見に努めたいと考えています。



平成16年に関西医科大学医学部を卒業し、研修終了後は関西医科大学消化器肝臓内科学講座に入局しました。大学病院では消化器疾患全般にわたり最先端の診断や治療を学び、また内視鏡技術も習得しました。今後は私が習得した医療技術や知識が、伊賀市の医療の一助になれるよう力いっぱい頑張りたいと考えています。どうぞよろしくお願ひします。



信頼ある技術 消化器内視鏡センター

内視鏡が苦しいときは

体の中にカメラをいれて検査する「内視鏡検査」。これは消化器管の病気を見つけるために、大変有効な方法です。しかし、苦しい思いを経験したり、内視鏡は怖いと想像する人もいるのではないのでしょうか。

齊藤康晴消化器内視鏡センター長は、「患者さんが、これまでの経験から検査を躊躇しているようでしたら、意識下麻酔(強い刺激を与えると目が覚める静脈麻酔)を使用し、眠った状態で検査を受けることもできます」と話します。ただし、初めて検査を受けるという人には、痛みの少ない方法でできることと、それでだめなら麻酔もできることを話すのだそうです。

経験数に裏付けられた能力

齊藤医師は、年間4,000例以上の胃と大腸の内視鏡検査を行っており、検査の速さと診断には定評があります。「検査中、細胞はなるべく採取していません。採ったあとの傷が癒着するなどの原因となるからです。ただし、早期がんだと診断すればそこからはすぐに

治療に入ります。」



▲齊藤康晴消化器内視鏡センター長。「症状がある人はぜひ内科の外来におこしください。」

内視鏡を使った治療

内視鏡を用いた早期がんの代表的な治療法としてESD(内視鏡的粘膜下層剥離術)があります。市民病院でも年間10数例行っています。齊藤先生は、「昔は、検査をしてがんとわかれば外科で手術していました。しかし、現在は機械の進歩で診断能力が飛躍的に向上したことで、内視鏡で治療できるようになりました。」と話します。

安心して受診してもらつたために

齊藤医師は健診センターで内視鏡検査(毎週金曜日)と内科外来を担当しています。「内視鏡の検査では、患者さんに苦痛を与えないよう最大限努力しています。」と話しました。

▼市民病院のキャラクター、ライガとライナ。院内のさまざまな所で皆さんをお出迎えています。



医療型療養型病棟を 4月から再開しました

医療型療養型病棟とは、長期にわたる療養が必要な患者さんのための施設です。退院した後に自宅に手すりをつけるなどの改修期間に、この施設を利用するという人もいます。

また、在宅で介護している家族が遠方に出かけるときなどには短期間の入院も可能です。

外来化学療法室



通院で抗がん剤治療を行うための施設として、健診センターの4階に外来化学療法室を設置しています。ここでは、認定看護師がご相談を伺います。患者さんの中には、ほかの病院での手術後に、市民病院で通院しながら化学療法をしている人もいます。



◀ 外来化学療法室。
落ち着いた雰囲気の中、治療に専念できます。

▼ 待合室



非日常への備え 救急外来・災害拠点病院

救急外来は診療科の窓口

「救急科専門医の仕事は、受け入れた患者さんの重症度・緊急度を診断して、その病状が悪いほうに傾かないように補助しながら、外科や内科などの一般の専門医につなげることです。」と畑田剛救急科部長は話します。

プロといえる救急隊員を育てる

畑田医師は、救急隊員と救急救命士の研修などの指導・教育にも力を入れています。

「転院搬送で当直医が付き添うと、現状の市民病院では救急の受け入れを止めざるをえなくなります。医師が不在にならないように、県外への搬送であっても、救急隊員のみで搬送できる人材を育成しています。」

来たるべき日に備えて

平成25年10月、市民病院にDMAT*1が誕生しました。このチームは、市外からくるDMATの応援部隊をまとめる能力を携えた統括DMATとしての役割も持ち合わせています。

また、市民病院は、「災害拠点病院」に指定されています。畑田医師は、「市外で災害が起きたとき、市民病院は、国と連絡をとりながら空路や陸路で被災者の受け入れ

*1DMAT…災害や大規模な事故が起きた直後に現場で救命にあたるための専門的な訓練を受けたチーム。

を行います。市内であれば*2トリージで緊急治療群と準緊急治療群に分類される人を受け入れて応急処置をしたのち、市外へ搬送します。」と話します。そのために市民病院は、災害対策マニュアル、DMATやその活動に必要な資機材、ヘリポートの整備など、装備の充実に取り組み、十分な状態を確保しています。

助かる命のために

畑田医師は、「20〜30年前であれば、救急で運ばれた場合の心筋梗塞や重症の脳卒中は致命的でした。しかし、医療はこの10年で確実に進歩しています。」と話します。例えば、30分前に血管がつまり突然話せなくなった人が救急で運ばれ、適切な治療ができる施設へ運ぶことになった場合、陸路で1時間かけて市外の病院に運んでも治療効果が期待できると世界中で認識されています。「今や医療は広域化し、その地域でできないことも、搬送能力や救急隊員の能力などの向上で助かる命があるのです。そのために救急の現場では受け入れる体制をつくり、ベストをつくしています。」

▶ 畑田剛救急科部長



*2トリージ…一度に大勢の負傷者が発生したとき、重症度によって治療の順番を決めること。



新たな取り組み

地域集学治療センターを開設しました



▶センターの中央にある医師や看護師が働くスタッフステーション

新しいセンターが担う役割

4月から、市民病院の5階病棟で、地域集学治療センターを開設しています。

田中基幹センター長は、「センターでは、『化学療法』『緩和ケア』『地域医療』を3つの柱と考えています。」と話します。

患者さんのニーズに応えるために

『化学療法』とは、抗がん剤を用いるがんの治療法、『緩和ケア』と

は、がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛をやわらげるためのケアです。これらは、症状に急な変化があった場合、患者さんのニーズに応えられるように24時間対応できる体制を整えなければなりません。

市民病院は「三重県がん連携推進病院」として認定を受けており、患者さんに何かトラブルが起きたとき、センターではそれに対応することが求められます。

地域医療の中でできること

もうひとつの柱である『地域医療』は、広い範囲を示す言葉です。これについて田中医師は、「この

センターでは、地域の開業医と連携しながら患者さんを広く受け入れたいと考えています。そうなる、がんだけではなく寝たきりによる肺炎や脳梗塞などさまざまな病気を、開業医とやりとりしながら治療にあたることになりました。」と説明します。そして、「地域医療を行いながら、その中でがん治療に取り組んでいくことが私たちの使命です。」と話しました。

市民のかかりつけ医をめざして

このセンターでは、新たな取り

組みとして、患者さんの登録制を予定しています。

現状、救急当番制で対応する時間帯には、市民病院をかかりつけ医としている患者さんであっても受け入れることができません。そこで、今回予定している登録制では、救急当番日以外でも受け入れていくために、まず登録してもらった患者さんを、このセンターを活用して診ていくというものです。

田中医師は、「登録制を実現していくためには、患者さん、各開業医、市民病院での契約が必要となるので、まずは仕組みづくりから取り組んでいきたい。」と話してくれました。



▶「皆さんのかかりつけ医となる病院をめざしていきたいと考えています。」と話す田中基幹センター長。



▶センター内の病室。ベランダからは豊かな自然が見渡せます。

厳しい経営状況、さまざまな課題がある中、病院の再生は一朝一夕ですすむものではありません。

しかし、病院の使命である、伊賀の医療を守っていくこと、そして市民の皆さんに必要とされる病院であることをめざして、上野総合市民病院は、地域と連携しながら、また市民の皆さんの協力を得て、病院の再生に取り組んでいきます。

養成講座の受講生を募集します

介護予防リーダーになリませんか

【問い合わせ】 地域包括支援センター（中部にんにんサポート伊賀） ☎ 26・1521 FAX 24・7511

要介護状態を予防するカギは運動にあるといわれています。

体を動かしたいけれど、1人では続かなかつたり、どうすればいいのだろうと考えている人も多いのではないのでしょうか。

介護予防リーダー養成講座では、自

分自身が楽しみながら運動方法や知識を習得し、講座終了後には、自らが主体となつて地域の仲間と一緒に運動を続けていく場を提供できるよう、学びを深めていくことができます。

私たちと一緒に元気でいきいきした

地域づくりをめざしませんか。



▶伊賀市の介護予防キャラクター
にんサポくん

～地域で活動する 介護予防リーダーの声～

昨年、講座に参加した人が、地域で活躍しています。



みんなと運動することで 自分も意欲的になれる

森口さん（森寺）

受講して運動について学んだことで、私自身がとっても元気になりました。自分だけではもったいないと思い、地区のみんなが集まる機会に運動を実施しました。地域の人からの評判は良く、普段使っていない筋肉を使ったことでよく眠れたと言ってくれる人もいました。みんなで運動することで自分も意欲的になり、楽しいと感じています。

す。もっと機会を増やしていけるよう、地域の人に呼びかけたと思います。

講座に参加したきっかけは 体操がしたいという思いから

廣塚さん（下阿波）



最初は体操がしたいという思いからこの講座を受講しましたが、ほかの参加者が地域での活動をすすめていると聞き、私も仲間づくりを考え始めました。

民生委員として、介護予防のための運動について地区で話をしたとき、そこでストレッチや指の体操などをしたことがきっかけとなり、私の地区でも2月から介護予防に取り組み始めました。

みんなで楽しく、これからも長く続けていきたいと思っています。

■介護予防リーダー養成講座

①基礎編

《内容》 介護予防の必要性について・運動の理論と方法（実技あり）

《とき》 8月20日・27日、9月17日・24日

②応用編

《内容》

運動の実践（ストレッチやボール、セラバンドを使った運動）・地域での自主グループ運営について

《とき》 10月15日・22日・29日、11月5日・12日・19日・26日、12月3日、17日

※①②とも木曜日の午後2時～4時
※基礎編・応用編の連続講座です。

※10回以上出席した人に、修了証を発行します。

《ところ》 伊賀市文化会館 多目的室

《講師》

介護予防運動指導員 陶山 美佐さん・稲垣

智子さん

《対象者》

運動に関心があり、地域での自主グループの立ち上げに意欲のある人

《定員》 30人

※申し込み多数の場合は、抽選

《申込期間》 7月1日（水）～24日（金）

《申込先》 地域包括支援センター

いざというときの、あんしんのために

国民健康保険税

【問い合わせ】 保険年金課 ☎22・9659 FAX26・0151

国民健康保険（国保）は、被保険者の皆さんが病気やけがをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。4月末現在、市内で13,666世帯、22,665人が国民健康保険に加入しています。

7月は国民健康保険税（保険税）の本算定の月です。7月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税の納税通知書を送付します。納期内納付にご協力ください。

日本では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人などを除いたすべての人が加入します。

納めていただいた保険税と、国などからの補助金を財源にして、医療費・高額療養費・出産育児一時金などの保険給付の支払い、後期高齢者支援金などの各種拠出金の支払い、特定健診・簡易人間ドック・脳ドックなどの保健事業を行い、皆さんの健康を支えています。しかし、高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しています。市ではより効率的な運営に努めていきますので、皆さんも健康に心がけ、医療費の有効な活用にご協力をお願いします。

◆本算定の納税通知書をお届けします

世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば納税通知書が世帯主あてに届きます。今回お届けする納税通知書の税額は、次ページの「国民健康保険税算定の税率など」により計算します。

①普通徴収の人

1期（7月）から9期（平成28年3月）までの9回に割り振っています。

②特別徴収（年金からの天引き）の人
本算定年税額から4月・6月・8月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・平成28年2月の3回に割り振っています。

※年税額の具体的な計算例は、次ページののとおりです。



◆特別徴収

（年金からの天引き）を
口座振替に変更できます

国保に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしています。

ただし、申請により口座振替に変更することができません。

○申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更時期が変わります。

○年金天引きを継続する場合や、すでに口座振替に変更している場合は、改めて申請していただく必要はありません。

○口座振替に変更した場合、所得税に関する社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。年金天引きの人は、ご本人に社会保険料控除が適用されます。

◆世帯の合計所得と軽減割合

前年の世帯合計所得が次の金額以下	軽減割合
33万円	7割
33万円＋（加入者数×26万円）	5割
33万円＋（加入者数×47万円）	2割

※加入者数、前年の世帯合計所得には後期高齢者医療に移行した人を含めて算出しています。（世帯に異動がある場合を除く。）



保険税の軽減制度
（均等割・平等割を減額）

非自発的失業者に係る保険税の減額制度

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をした人の前年給与所得を100分の30とみなして保険税の算定を行います。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し、申請してください。

《該当する離職理由コード》

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※離職理由コードは雇用保険受給資格者証に記載されています。

《対象期間》 離職の翌日の属する月から翌年度末まで

保険税は

被保険者になった月から

保険税は、被保険者になった月から納めていただくことになります。

被保険者になった月とは、市で届け出をしたときではなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、市国保加入の資格が発生したときをいいます。届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。保険税は国保資格の発生日までさかのぼって納めていただくことになります。

ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど（伊賀市国民健康保険被保険者資格の喪失）の場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

国民健康保険の届け出は 加入資格の発生日から 必ず14日以内！

◆国民健康保険税算定の税率など

	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	限度額
医療給付費分	6.7%	23,000 円	22,000 円	520,000 円
後期高齢者 支援金分	1.08%	3,500 円	4,500 円	170,000 円
介護納付金分	1.5%	6,000 円	4,500 円	160,000 円

※1 所得割：前年中の総所得金額から基礎控除額（33 万円）を差し引いた額に対して

※2 均等割：国保に加入している人、1 人に対して

※3 平等割：1 世帯に対して



■医療給付費分の税額の計算例

◎3 人が国民健康保険に加入

総所得 基礎控除額
2,000,000 円 - 330,000 円 = 1,670,000 円
所得割額 1,670,000 円 × 6.7% = 111,890 円
均等割額 23,000 円 × 3 人 = 69,000 円
平等割額 22,000 円 × 1 世帯 = 22,000 円
医療給付費分年税額（100 円未満切捨て） 202,800 円

■後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額 1,670,000 円 × 1.08% = 18,036 円
均等割額 3,500 円 × 3 人 = 10,500 円
平等割額 4,500 円 × 1 世帯 = 4,500 円
後期高齢者支援金分年税額（100 円未満切捨て） 33,000 円

■介護納付金分の税額の計算例

◎2 人が介護保険に加入（40 歳以上 65 歳未満）
所得割額 1,670,000 円 × 1.5% = 25,050 円
均等割額 6,000 円 × 2 人 = 12,000 円
平等割額 4,500 円 × 1 世帯 = 4,500 円
介護納付金分年税額（100 円未満切捨て） 41,500 円

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額 **202,800 円 + 33,000 円 + 41,500 円 = 277,300 円**となります。

○世帯主（40 歳）
営業所得 200 万円
○配偶者（40 歳） 無職
○子（10 歳）
という 3 人家族の場合…



国民健康保険税の 医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分

計算例

いつまでも元気で暮らしていくために

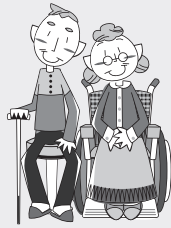
後期高齢者医療制度

○新しい被保険者証が届きます
○平成27年度の保険料と納付方法をお知らせします

【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課
保険年金課 ☎ 22・9660 FAX 26・0151
☎ 059・221・6883 / 6884

後期高齢者医療保険は、75歳以上のすべての人（生活保護受給の人は除く。）が被保険者です。また、65歳以上で一定の障がい*1があり、申請により後期高齢者医療広域連合（広域連合）の認定を受けた場合は加入できます。



*1 一定の障がいとは…

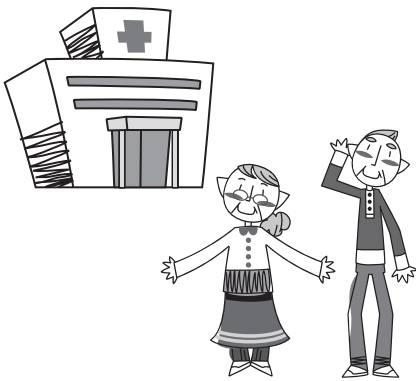
- 国民年金法などにおける障害年金1級、2級
- 身体障害者手帳1級から3級、4級の1部（音声言語下肢の1号、3号または4号に関する障がい）
- 療育手帳の重度障害（A）
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

被保険者証

■被保険者証が変わります

7月下旬に、新しい被保険者証（ピンク色）を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合（1割または3割）を確認してください。

現在の被保険者証（若草色）は、8月1日以降使用できませんので、保険年金課または各支所住民福祉課に返却するか、破棄してください。



住民税非課税世帯の被保険者が入院や通院をするときは…

世帯全員が住民税非課税の場合、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関などの窓口へ提示すると、入院・通院時の窓口負担額や、入院時の食事が限度額までの支払いになります。

認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

※現在交付を受けている人も、8月1日に更新しますので、引き続き交付を希望する場合は、8月中に申請をしてください。

保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。原則7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

平成27年度 年間保険料額 【限度額 57万円】

均等割額
43,050円
＋
所得割額
総所得金額等*2 から
33万円を引いた額に
8.30%をかけた額

*2 総所得金額等とは…

○平成26年中の各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額など）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。

○遺族年金や障害年金は収入に含み

○均等割額の軽減基準

同一世帯の被保険者・ 世帯主の 総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下で 被保険者全員の年金収入が 80万円以下 ※そのほか各種所得がないこと	9割	4,305円
33万円以下	8.5割	6,457円
33万円+被保険者数× 26万円以下	5割	21,525円
33万円+被保険者数× 47万円以下	2割	34,440円



保険料の軽減措置

○各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など）は適用されません。

①所得が低い世帯の人に対する軽減 均等割の軽減

○世帯は4月1日（年度途中に資格取得された人は資格取得日）現在の状況で判定します。
○65歳以上の人の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除して計算します。

■所得割の軽減

○事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。
基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下の場合、所得割を5割軽減します。

②後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

被保険者均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。
該当する人には軽減措置を行った

保険料の納付方法

後の保険料額を通知しますが、協会けんぽなどの被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課にお知らせください。

保険料の納付方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。

ただし、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

※昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。



①特別徴収となる人

年間保険料額の決定通知書をお送りしますので、10月・12月・2月の年金天引き予定額を確認してください。

※年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。（申請の時期により変更時期が異なります。）

②普通徴収となる人

年間保険料額の決定通知書・納付書を送付します。

保険料は納期限内に納めてください。納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。納期限は、納付書に記載しています。

◆納付書払いから口座振替への変更をお勧めします

□座振替の手続きをすると納め忘れがなく便利です。
金融機関での手続きが必要ですので、詳しくは納付書の最後のページをご覧ください。

保険料の減免・徴収猶予

災害にあった場合や、生活困難により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。



となりまち

いが

・こうか

・かめやま

三重県伊賀市・亀山市、滋賀県甲賀市の3市による連携

3市ぶらり

拡大編



▲通常のいこか

三重県伊賀市・亀山市、滋賀県甲賀市の3市による連携記事「となりまちいこか」は、平成23年2月1日号から連載を始め、それぞれの市が持つ文化や物産などのさまざまな魅力を発信しています。今回は、拡大編として3市の夏の風物詩「夏まつり」を紹介し、ちよつと足を伸ばして、となりまちへいこか。

いがし
伊賀市

市民夏の

にぎわいフェスタ2015・

伊賀市市民打ち上げ花火大会

○にぎわいフェスタ

とき…8月23日(日) 正午～午後9時

ところ…上野銀座通り、本町通り周辺など

○花火大会

とき…8月22日(土) 午後4時～9時

ところ…上野運動公園周辺



▲伊賀市観光大使
いが☆グリオ



市民夏のにぎわいフェスタは、「子供からお年寄りまで来る人すべてが一日楽しく遊べる空間」をテーマに市民の手でつくるイベントで、今年で15回目を迎えます。

歩行者天国となる銀座通り、本町通りを中心に、「楽市」・「楽座」などさまざまな催しが行われます。

「楽市」では、フリーマーケットとして、食べ物や飲み

伊賀の夏の風物詩ぐりよ。
みんな遊びにきてほしいぐりよ



物をはじめ、小物や雑貨、衣類などそれぞれ趣向をこらした約100店が立ち並びます。「楽座」では、ダンスパフォーマンスや音楽演奏、よさこいなどさまざまなイベントが4つのステージで繰り広げられます。

また、前日には夜空を彩る花火大会が開催されます。

「アクセス」

○にぎわいフェスタ…名阪国道「中瀬IC」から西へ約10分

○花火大会…伊賀鉄道上野駅・JR伊賀上野駅から徒歩約15分

【問い合わせ】

○市民夏のにぎわいフェスタ実行委員会事務局(上野商工会議所内)

TEL 21・0527

FAX 24・3857

○伊賀市市民打ち上げ花火実行委員会

TEL 090・1782・2005

こうかし 甲賀市

甲賀夏まつり

とき…7月25日(土)
午後4時30分～9時 (花火打上は
午後7時45分頃)
ところ…JAこうか駐車場
(甲賀市水口町水口)



▲信楽町観光協会キャラ
クターぽんぼこちゃん



かめやまし

亀山市

関宿祇園夏まつり

とき…7月25日(土)、26日(日)
※山車の巡行…25日…午後6時～9時頃
26日…午後5時30分～9時頃
ところ…関宿街道一帯

信楽火まつり

とき…7月25日(土) 午後7時～
ところ…新宮神社・愛宕山周辺
(甲賀市信楽町長野)



信楽火まつり
りは、江戸時代以前より続くと伝えられています。陶器づくりや生活に欠かせない火への感謝と火に関わる安全を願って、新宮神社から愛宕山山頂の神社に約700本の松明が奉納されます。

「関の山(そこまでが精いっぱい)」の語源となった4台の山車が、関宿の夜の町並みを彩ります。



見どころは「舞台まわし」と呼ばれる舞台の回転で、巡行の要所で繰り広げられます。4台そろって行われる光景は迫力満点です。

ぜひ、夏の夕べの華やかなひとときをお過ごしください。
アクセス
○JR関西本線関駅から徒歩7分
○東名阪自動車道「亀山」ICから関方面へ約10分(駐車場…関小学校グラウンド)

【問い合わせ】

関宿祇園夏まつり実行委員会事務局(亀山市観光協会内)
☎0595・97・8877

関宿祇園夏まつりでは、ゆっくり動く山車に笛や太鼓の音楽が重なって、芸術的な雰囲気包まれます。そんな気分を味わいたい人は、ぜひ関宿へお越しください。
私も毎年山車に乗って笛を吹いています!



▲2003年に亀山市に移住したブライアン・マホニーさん。

【問い合わせ】

甲賀市観光協会
☎0748・60・2690
FAX 0748・60・2362

奉納提灯などで飾られた約2.4kmの沿道を長く連なる松明の炎、そしてクライマックスに打ち上がる花火が信楽の夏を彩ります。

【問い合わせ】

陶都・信楽まつり実行委員会火まつり事務局
☎0748・82・0873
FAX 0748・82・3117

【いこかについての問い合わせ】

伊賀市広聴情報課

☎22・9636

甲賀市広報課

☎0748・65・0675

亀山市広報秘書室

☎0595・84・5021

◆ 8月1日以降、介護保険負担限度額認定証(認定証)の交付には事前の申請が必要です

介護保険負担限度額認定証の更新

【問い合わせ】介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950

現在の認定証の有効期間は、7月31日までです。これまで対象者には市から認定証と申請書を送付していましたが、介護保険法の改正により事前の申請が必要となります。

◆介護保険負担限度額の認定とは

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用の1割または2割を負担するほかに、食費・居住費・日常生活費を負担することになります。ただし、所得が低い人の食費・居住費は負担限度額が定められ、負担額が軽減されます。負担限度額は、下の表のとおり利用者負担段階ごとに定められており、第4段階の人は、原則軽減措置や認定証の交付はありません。

◆配偶者の所得・預貯金などを考慮した限度額に

負担限度額認定では、低所得者の食費や居住費の負担を軽減しています。この軽減は在宅で生活する人との公平性を図る必要があり、別世帯の配偶者が市民税課税者であることや、預貯金などを保有し負担能力があるにもかかわらず、保険料を財源とした補給給付が行われる不公平を改善するために見直されました。

【対象者】 ○本人・配偶者・世帯全員が市民税非課税の人
※配偶者には、別世帯の配偶者、婚姻届を提出していない事実婚を含みます。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合

合などは対象外です。

○預貯金などが、単身の場合1,000万円、夫婦の場合は2,000万円以下の人

【対象となるサービス】 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／短期入所生活介護（ショートステイ）／介護老人保健施設・介護療養型医療施設／短期入所療養介護（ショートステイ）※介護老人福祉施設などで行うデイサービス、デイケアなどは対象外です。

【申請に必要なもの】

申請書・同意書・印鑑・通帳などの写し

※配偶者がいる場合は、同意書に配偶者の印鑑も必要。

※申請書・同意書は、介護高齢福祉課、各支所住民福祉課で入手できます。市ホームページからもダウンロードできます。

【認定証の発送時期】

○7月22日までの更新申請分：7月29日発送予定
更新の申請は7月1日から受け付けます。なお、郵送での申請も可能です。

※課税、預貯金状況により審査に時間がかかる場合がありますので、早めの申請をお願いします。また、要介護認定の申請中のため8月以降の認定期間がない人は、認定されてからの審査判定となります。

【申請先】 介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

◆食費・居住費(滞在費)の負担限度額(単位:円/日)

利用者負担段階		居住費(滞在費)の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者	820	490	490 (320)	0	300
第2段階	本人の合計所得金額+課税年金収入額等が年額80万円以下の人	820	490	490 (420)	370	390
第3段階	第2段階に該当しない人	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650
第4段階	対象外の人	1,970	1,640	1,640 (1,150)	370 (840)	1,380

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額。

※第4段階の負担額は、施設での平均的な費用を考慮して国が定めた基準費用額です。具体的な負担額は、施設との契約で決まります。

◎介護保険負担割合証を新たに発行します

これまで一律1割に据え置いていた利用者負担について、8月から負担能力のある一定以上の所得の人は、自己負担が2割となります。要支援・要介護認定を受けている被保険者全員に各自の負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護保険被保険者証と併せて大切に保管し、サービス利用時はサービス提供事業所に提示してください。

◎介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、紙パンツ、フラット）購入代金の給付を8月から一部変更します

65歳以上の一定以上の所得者に対する助成額を次のとおり変更します。

《助成額》

○現在：一律、購入費の9割分（上限3,600円）／月

○変更後：購入費の8割分（上限3,200円）／月

※給付対象者には要件がありますので、詳しくは高齢福祉係（☎ 22-9634）までお問い合わせください。

◆ 中学生・高校生・大学生の皆さんへ

市民公開講座 オープンホスピタル

【問い合わせ】

上野総合市民病院経営企画課

☎ 24-1111 FAX 24-1565



将来、病院などで働きたいと考えている皆さん、医療の現場を体験してみませんか。

医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師・管理栄養士・臨床検査技師・臨床工学技士・理学療法士・言語聴覚士・社会福祉士などが仕事の内容についてシミュレーター（体験用の器材）などを使用して説明します。

また、疑似体験ができます。

【と き】 8月1日(出)

○各部門プレゼンテーション

午後0時15分～

○各ブースの模擬体験・展示（院内見学）

午後1時30分～3時

※事前申し込み不要

【ところ】 上野総合市民病院西館 会議室ほか

【対象者】 中学生・高校生・専門学校生・大学生

【内 容】

- 内視鏡デモ器材を使っの手術体験
- デモ器での採血体験、細胞観察
- 腹部エコー機器の検査体験
- 食品に含まれる塩と砂糖の量を知る体験など

《前回参加者の感想》

- 普段は見ることのできない機械に触れることができて楽しかった。
- 今まで知らなかった職業を知って、憧れをもった。
- 実際に現場で働く方々と話せたり、その仕事を体験できて楽しかった。
- すべての仕事に興味をもち、やってみたいという思いが強くなった。

写真左上：

心臓の音などを聞くことのできる人形に聴診器をあてている参加者

写真右：

超音波機器（エコー）を体験する参加者



パブリックコメント(ご意見)募集

伊賀市まち・ひと・しごと創生
総合戦略中間案

国・地方の最重要課題は、人口減少を克服し、地域を活性化することで「地方創生」を実現していくことです。

市でも、近年人口が大幅に減少しており、早急な対応が求められています。将来にわたって活気ある社会を維持していくため、50年後のあるべき姿を示す人口ビジョンと、その実現に向けた5カ年の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

これまでに取りまとめた総合戦略の中間案に対して、市民の皆さんのご意見を募集します。

【募集内容】

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略中間案に対するご意見

【閲覧場所】 ①市ホームページ

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市企画振興部総合政策課

②総合政策課

③各支所振興課

④各地区市民センター

【提出方法】

住所・氏名・電話番号・件名を記入し、ご意見（「該当箇所」とそれに対する「意見内容」）を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出いただいたご意見は、総合戦略策定の参考資料とし、後日とりまとめの上、市ホームページ、総合政策課、各支所振興課で公表します。

※個別の回答は行いません。

※いただいたご意見・ご提案は返却しません。

【提出期限】

7月31日(金) ※必着

☎ 22-9620 FAX 22-9672

✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課でも受け付けます。

◆子育て支援の充実を図ります

第3子以降の保育料無料化の拡大

【問い合わせ】

こども家庭課 ☎ 22-9655 FAX 22-9646
教育総務課 ☎ 47-1280 FAX 47-1281

市では、安心して子育てができる環境を整えるため、3人目以降の子どもの保育料の無料化と、私立幼稚園の就園奨励費補助金補助限度額の適用範囲を拡大します。

◆幼稚園

《現行の制度》

- 公立：年度の初日に、同一世帯で小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる児童の保育料を無料とする。
- 私立：補助基準日に、同一世帯で小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる児童の就園奨励費補助金について補助限度額を適用する。

《9月からの変更点》

- 公立：年度の初日に、**18歳未満の兄・姉**が2人以上いる児童の保育料を9月分から無料とする。
- 私立：**年度の初日**に、**18歳未満の兄・姉**が2人以上いる児童の就園奨励費補助金について**平成27年度から**補助限度額を適用する。

- ※公立・私立幼稚園とも、幼稚園を通じて関係書類を提出していただきます。
- ※「18歳未満の兄・姉」とは、対象となる児童の保護者に扶養されている人をいいます。
- ※保護者の所得制限はありません。
- ※就園奨励費補助金は、補助基準日に満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児を在園させており、一定の要件を満たす場合に対象となります。

◆保育所(保育園)

《現行の制度》

- ①同一世帯から同時に保育所(園)などに入所している場合、入所児童の3人目以降の保育料を無料とする。
- ②年度の初日に、18歳未満の兄・姉が2人以上いる児童の保育料を3割軽減する。

《9月からの変更点》

- ①変更なし
- ②年度の初日に、18歳未満の兄・姉が2人以上いる児童の保育料を**無料**とする。

- ※入所申請時の書類で判断させていただくため、特に手続きは必要ありません。ただし、扶養関係を確認するための書類を提出していただく場合があります。
- ※「18歳未満の兄・姉」とは、対象となる児童の保護者に扶養されている人をいいます。
- ※保護者の所得制限はありません。
- ※保育所(園)の入所については、入所選考によりご希望に添えない場合があります。

【問い合わせ】

- 保育所(園)について：こども家庭課
- 幼稚園について：教育総務課

◆赤井家の歴史に触れてみませんか

赤井家住宅の伝統的文書展示

【問い合わせ】 中心市街地推進課
☎ 22-9825 FAX 22-9628



▲藤堂高虎知行方目録

登録有形文化財『赤井家住宅』では、赤井家に関する文献の複製品4点を常設展示しています。

これらの文献は、富士ゼロックス(株)による社会貢献事業の一環として、限りなく実物に近い形で複製され、直接手にとって伊賀の歴史に“触れて”“感じて”いただくことができる資料です。

赤井家住宅の開館時間中、展示・施設は自由に観覧できますので、ぜひお立ち寄りください。

【と き】

午前9時～午後5時

登録有形文化財『赤井家住宅』では、赤井家に関する文献の複製品4点を常設展示しています。

これらの文献は、富士ゼロックス(株)による社会

※毎週水曜日と年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

【ところ】

赤井家住宅展示資料室(上野忍町 2491-1)

【問い合わせ】 中心市街地推進課

赤井家住宅 ☎ 51-7578

▼赤井先祖細記



◆ 中学生の通院による医療費を助成します

福祉医療費の中学生通院分の拡大

【問い合わせ】 保険年金課

☎ 22-9660 FAX 26-0151

《8月31日診療分まで》

中学生の入院のみ助成（受給資格証は交付なし）

《9月1日診療分から》

中学生の入院・通院を助成（受給資格証を交付）

これまで中学生の医療費は、入院した場合、申請によって資格を取得した人へ助成していましたが、9月1日からは、申請によって資格を取得した人へ受給資格証を交付し、入院・通院分を助成します。

対象となる人には、6月下旬に資格認定申請書を送付していますので、期限までに申請してください。

※窓口での申請は大変込み合うことが予想されますので、なるべく郵送での申請をお願いします。

※申請書は6月18日時点での住所に郵送しています。市外からの転入、市内転居などで届かない人はお問い合わせください。

※保護者（父母）などの所得制限などにより受給できない場合がありますのでご了承ください。

※ほかの福祉医療費（一人親家庭等、障がい者）の受給

者や生活保護受給中の人は申請の必要がありません。

【申請の方法】

①申請書に必要事項を記入、押印してください。

②申請書と、必要な書類をあわせて、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

【申請に必要な書類】

①健康保険証（対象となる子どもの氏名が記載されたもの）のコピー

②保護者の平成27年度（平成26年分）課税証明書（所得、控除・課税状況、全てがわかるもの）

※ただし、保護者がともに27年1月1日時点で市内在住の場合は不要です。

【提出期限】

7月31日（金）※必着

※提出期限までに申請した人で、受給資格のある人には、9月1日から有効の受給資格証を8月末に郵送します。

※申請が10月1日以降の場合は、申請した月の初日からの資格取得になります。

◆ よりよい福祉のまちづくりを考えましょう

地域福祉計画策定のタウンミーティング

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

市では、すべての人が安心して生活するための福祉の総合的な計画である「第3次伊賀市地域福祉計画」の策定をすすめています。

これは、次の2点を一体的に考える計画です。

○すべての人が主体者となったまちづくりをめざす「地域福祉」

○少子高齢化がすすむ中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援のし

くみである「地域包括ケアシステム」

今回、第3次伊賀市地域福祉計画策定に関するグループディスカッション方式のタウンミーティングを開催します。

タウンミーティングでは、伊賀市地域福祉計画推進委員会で審議されている状況や内容をお伝えしながら、「みんなで創りあげる福祉のまちづくり」を考えていきます。ぜひご参加ください。

《タウンミーティングの日程》

と き		と ころ
7月 9日（休）	午後7時～	島ヶ原会館 ふれあいホール
7月 10日（金）	午後7時～	いがまち保健福祉センター 研修室
7月 11日（土）	午後1時30分～	ゆめぼりすセンター 2階大会議室
7月 13日（月）	午後7時～	ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
7月 14日（火）	午後7時～	青山福祉センター 教養娯楽室
7月 15日（水）	午後7時～	大山田福祉センター ふれあい広場
7月 16日（木）	午後7時～	阿山保健福祉センター ホール



お知らせ 上野総合市民病院 小児科診療休診

上野総合市民病院の小児科診療を
当分の間休診します。

今後の診療は詳細が決まり次第お
知らせします。

【問い合わせ】

上野総合市民病院医療事務課
☎ 24-1111 FAX 24-2268

催し 大山田温泉さるびの 7月イベント情報

○チンドン富都路 公演

【と き】 7月11日(土)

【ところ】 さるびの温泉施設内

【内 容】 歌謡曲、演歌、童謡、ポッ
プス、ジャズなど

第1ステージ：午前11時～正午

第2ステージ：午後1時～2時

○竹細工教室

【と き】

7月20日(月祝)・8月毎週日曜日
午前10時～午後5時

【ところ】 さるびの温泉敷地内

【内 容】 竹とんぼ作りなどの体験

○ふれあい川遊びまつり

【と き】

7月19日(日) 午前10時～

(さるびの温泉駐車場 午前9時
30分集合)

【ところ】 子延かえで溪谷(さるび
の温泉上流約2km)

【内 容】 流しそうめん、魚のつか
みどりなど

【参加費】

500円/人(未就学児無料)

【定 員】 100人 ※先着順

○自治協デー

【と き】 7月26日(日)

午前11時～午後1時

【ところ】 さるびの温泉 玄関前

【内 容】 いなほ焼き、いもっち、
あわてんぼうコラボ商品などの販売

○毎月第4日曜日ワンコインデー

【と き】 7月26日(日)

【内 容】

入浴料 一般・高齢者 500円

※ 小人 400円、身体障がい者 400
円、身体障がい児 200円は通常
料金となります。

【問い合わせ】

大山田温泉さるびの

☎ 48-0268 FAX 48-9811

大山田支所振興課

☎ 47-1150 FAX 46-1764

お知らせ 社会を明るくする運動

「犯罪や非行を防止し、立ち直り
を支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、さ
まざまな立場の人が力を合わせ、犯
罪や非行のない安全で安心な地域社
会を築こうとする全国的な運動で、
毎年7月を強調月間としています。

社会を明るくする運動伊賀市推進
委員会では、皆さんからお寄せいた
だいた「愛の資金」で、「街頭啓発」
「作文コンテスト」「更生保護活動」
などの事業を推進しています。

◆『愛の資金』にご協力を！

平成26年度の「愛の資金」募金
額は、2,379,064円でした。ご協
力ありがとうございました。平成
27年度もご協力をよろしくお願い
します。

【問い合わせ】

医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

お知らせ 廃棄用雑誌をお譲りします

【と き】

7月12日(日)～26日(日)

※月曜日を除く。

【ところ】

上野図書館

※なくなり次第終了します。

※雑誌の予約や誌名の案内はできま
せん。

【問い合わせ】 上野図書館

☎ 21-6868 FAX 21-8999

お知らせ 介護保険料納入通知書を 送付します

7月13日(月)に、65歳以上の人
(第1号被保険者)へ平成27年度
介護保険料納入通知書を送付します。

今回お届けする通知書の保険料額
は、前年中の所得に基づいた今年度
の市民税の課税状況をもとに算定し
たものです。

介護保険料額は、本人や同じ世帯
の人に市民税が課税されているか
と、本人の前年の所得額や年金収入
額がいくらかによって算定します。

年額は75,040円を基準として、
33,768円から150,080円までの
11段階に分かれています。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950

お知らせ 7月は「河川愛護月間」 ～7月7日は「川の日」～

毎年7月は「河川愛護月間」です。
日頃から河川の草刈りなど管理や
清掃にご協力いただきありがとうございます。

河川は、誰でも自由に利用できま
すが、大雨による急な増水などで避
難が遅れたり、川の深みに転落する
など、水難事故につながるることがあ
ります。

この河川愛護月間を通じて河川に
対する理解を深め、安全に河川を利用
しましょう。

◆上野遊水地運用開始式典

昭和44年に事業着手した上野遊
水地の運用が6月15日から開始さ
れました。この運用開始を記念して、
国と伊賀市合同で関係者を招いて式
典を開催します。

【と き】

7月19日(日) 午前10時～

【ところ】

前田教育会館

【問い合わせ】 公共基盤推進課

☎ 43-2326 FAX 43-2324

お知らせ 夏の交通安全県民運動

【運動期間】

7月11日(土)～20日(月祝)

【運動の重点】

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャ
イルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 自転車の安全利用の推進

6月1日(月)から危険な違反行為を
した自転車の運転者に対して、講習
を受けるよう義務付ける「自転車運
転者講習制度」が新たに導入されま
した。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

今月の納税

●納期限 7月31日(金)

納期限内に納めましょう

国民健康保険税(1期)

固定資産税(2期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

募集 産後ママ親子ヨガ

インストラクターの指導のもと、親子でヨガを体験し、日常の子育てに生かしませんか。

産後のボディコンディションを整えることで、育児による腰痛や肩こりなどを軽減し、心身ともにリラックスできます。また、親子のスキンシップにもつながります。

【と き】

8月4日(火) 午前11時～正午

【ところ】

青山保健センター運動施設

【対象者】

産後3カ月～1年までの母と子

【内 容】 親子ヨガ

【定 員】 15人 ※先着順

【参加費】 500円(施設入館料)

※施設を初めて利用する人は、利用講習会を受講してください。(当日可)

詳しくはお問い合わせください。

【持ち物】

室内用運動靴・運動できる服装・飲み物

【申込受付開始日】 7月6日(月)

※電話予約制

【申込先・問い合わせ】

青山保健センター

☎ 52-2280 FAX 52-2281

募集 離乳食教室

赤ちゃんが生まれてから、はじめてお乳以外のものを口にするのが離乳食です。今回の実習では栄養士の話(1～2回食が中心)の後、実際に離乳食を作ってどのくらいの固さのものをあげたらいいのかを知ることができます。

【と き】 7月16日(休)

午後1時30分～3時30分

【ところ】

ハイトピア伊賀 4階多目的室

【内 容】

講話「離乳食1～2回食を中心に」、離乳食の調理と試食、栄養相談※調理実習の際、先着15人まで託児があります。(電話予約制)

【定 員】 20人 ※先着順

【持ち物】 母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角巾・手ふきタオル

【申込受付開始日】

7月6日(月) ※電話予約制

【申込先・問い合わせ】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

催し 第31回青山夏まつり

【と き】

7月19日(日) 午後3時～

【ところ】

青山ホール前・青山公民館周辺

【内 容】

こども積み木広場・ソーラン踊り・ヒップホップダンス・和太鼓演奏・盆踊り・花火・その他各種団体の出店など

【問い合わせ】

第31回青山夏まつり実行委員会事務局 ☎ 52-2000

青山支所振興課

☎ 52-1112 FAX 52-2174

催し 認知症の人と家族の会「伊賀地域つどい・交流会」

【と き】 7月28日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】

名張市武道交流館いきいき(名張市蔵持町里2928番地)

【内 容】

認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。

【参加費】 200円

※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。申し込み不要。認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

【問い合わせ】

地域包括支援センター(中部)

☎ 26-1521 FAX 24-7511

催し いがまち人権センター・解放講座

いがまち人権センターでは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向けて年4回の講座を開催しています。

【と き】 7月10日(金)

午後7時30分～9時

【ところ】 いがまち人権センター

【演 題】

「部落差別の現状と差別をなくす社会システム創造の課題～同和対策審議会答申50年をふまえて～」

【講 師】

近畿大学人権問題研究所 教授 北口 末広さん

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

催し 農業ふれあいまつり

【と き】 7月20日(月祝)

午前9時～午後3時

※少雨決行

【ところ】 農業公園ふれあい広場(予野11440-2)

【内 容】

○地元農産物即売・出店

○園芸相談など

○伊賀産菜種油使用のフライの販売

○バンド演奏・動物ふれあい広場・マジック・餅まきなど

【問い合わせ】

農業ふれあいまつり実行委員会

☎ 39-1250

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

催し いがまち人権パネル展

【と き】 7月7日(火)～16日(休)

午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

【ところ】 いがまち人権センター

【内 容】

「マンガで考える人権 みんなともだち」

いじめ、男女平等、高齢者に対する人権侵害、障がいのある人に対する問題、インターネットと人権など、マンガでわかりやすく見ることができます。

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎ 45-4482 FAX 45-9130

催し 寺田市民館「じんけん」パネル展

寺田市民館では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざして、毎月テーマを変えて、「じんけん」パネル展を開催しています。

【と き】 7月1日(火)～29日(火)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日は除く。

【ところ】

寺田教育集会所 第1学習室

【内 容】

「差別のなかで生活を支えた『仕事と産業』」

差別の中で生活を支え、その時代を担い、現在にも受け継ぎ守ってきた仕事や産業を紹介します。

【問い合わせ】 寺田市民館

☎/FAX 23-8728

募集 IGA 地域情報交流カフェ

【と き】

7月22日(水) 午後6時～8時
(受付:午後5時30分～)

【ところ】

ゆめテクノ伊賀 3階テクノホール

【内 容】

○第1部

講演(午後6時～)

「そこを見落とさなければ、貴方のビジネスは稼ぎ続ける」

講師:武田経済研究所

代表 武田 秀一さん

○第2部

自社事業発表会(午後6時40分～)

○第3部

参加者交流会(午後7時20分～)

【定 員】 40人

【申込先・問い合わせ】

ゆめテクノ伊賀

☎ 41-1061 FAX 41-1062

【問い合わせ】 商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628

募集 おやこ DE のびのび教室

水に触れ、慣れることを目的に開催します。保護者も水中運動することで運動不足解消になります。

【と き】

※全4回、いずれも金曜日

7月24日、8月7日・21日、
9月11日

午後1時30分～2時30分

【ところ】

島ヶ原温泉やぶっちゃん「まめの館」

【対象者】

市内に住所のある1歳～未就学の
幼児とその保護者

【内 容】 親子のプール教室

【定 員】 15組

【持ち物】 水着(オムツの取れていない子どもは水遊び用の紙パンツも着用)・スイミングキャップ・タオル・飲み物など

【参加費】 まめの館利用料

大人:300円

子ども(3歳以上):100円

※まめの館を初めて利用する人は、事前に利用説明会(無料)の受講が必要です。

【申込受付開始日】

7月7日(火) 午前8時30分

【申込先・問い合わせ】

健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

募集 初心者合唱教室 ～芭蕉祭で

歌ってみませんか～

10月12日(月祝)に開催する芭蕉祭式典で市民合唱団として活躍していただくため、初心者を対象に合唱教室を開催します。この機会に合唱を始めてみませんか?

【と き】

○第1回:7月21日(火)

午後7時30分～9時

○第2回:8月5日(水)

午後7時30分～9時

○第3回:9月28日(月)

午後7時30分～9時

○第4回:10月2日(金)

午後8時～9時

○第5回:10月10日(土)

午後8時～9時

※第4回・第5回は芭蕉祭市民バンドとの合同練習になります。

【ところ】

○第1回・第2回・第3回:

上野西小学校 多目的ホール

○第4回:

上野西小学校 体育館

○第5回:

ハイトピア伊賀 5階大研修室

【内 容】

発声方法など合唱の基礎と芭蕉祭で歌う曲の練習

※芭蕉祭式典時間は、午前9時25分～11時30分(予定)で、「芭蕉翁讃歌」「芭蕉」「奥の細道」の3曲を歌います。

【講 師】

指導:藤森 唯史さん

ピアノ:橋本 宏美さん

【対象者】 15歳以上の人

※未成年者は保護者の同意が必要

【申込方法】

住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入の上、郵送・電話・Eメール・持参のいずれかで申し込んでください。

【申込期間】

7月10日(金)～17日(金) ※必着

【申込先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

企画振興部文化交流課

☎ 22-9621 FAX 22-9694

✉ bunka@city.iga.lg.jp

持参の場合:上野ふれあいプラザ
2階(上野中町2976番地の1)文化交流課

募集 クローバーカレッジ (女性リーダー養成連続講座)

課題解決能力や自己表現の方法、発言する力を身につけ、政策や方針を決めたり、さまざまな役職に就いたり、社会のあらゆる場面で活動できる女性リーダーを養成する連続講座の第5期生を募集します。

受講修了生は、地域でリーダー的役割を担っていただいたり、伊賀市人材バンクに登録後、審議会など委員への登用や講座などの市民講師として活躍していただきます。

【と き】 ※いずれも金曜日

○8月21日

午後6時30分～9時

○9月4日、10月2日、11月6日・
27日、12月11日、1月8日、2月
5日

午後7時～9時

【ところ】

ハイトピア伊賀 4階ミーティング
グループまたは多目的室

【対象者】

市内在住または在勤で、さまざまな分野で活躍する意欲のある女性

【定 員】 20人程度

【講座内容】

男女共同参画の概念を学び、ワークショップ・ディスカッションで自己表現の方法などを身につけます。

【申込方法】 住所・氏名・生年月日・電話番号・所属や勤務先を記入の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかでお申し込みください。

【申込先・問い合わせ】

〒518-0873

伊賀市上野丸之内500番地

伊賀市男女共同参画センター(人権政策・男女共同参画課)

☎ 22-9632 FAX 22-9666

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

「あんしん・防災ねっと」

携帯電話のメールアドレスを登録した人には、市から緊急情報メールが届きます。また、災害時の緊急情報・避難所情報や休日・夜間診療所情報などが閲覧できます。

<http://www.anshin-bousai.net/iga/>

※携帯電話のバーコードリーダー機能で、QRコードを読み込んで登録できます。



QRコード▶

【問い合わせ】 総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

募集 七夕笹飾りコンクール

銀座商店街では、夏の風物詩として皆さんに親しまれている「七夕笹飾りコンクール」を開催します。

そこで、笹飾りの飾り付けをする個人・団体の皆さんを募集します。

【開催期間】

7月29日(水)～8月6日(木)

【内 容】

笹竹は銀座商店街で準備しますが、飾り付けは各自でお願いします。(材料は雨にぬれても良いもので、リサイクル品など)

○笹竹の支給：7月27日(月)

○笹飾りの搬入：7月29日(水)

【申込期限】 7月15日(水)

【申込先・問い合わせ】

伊賀上野銀座商店街振興組合

☎ 24-2044 FAX 24-2065

商工労働課

☎ 22-9669 FAX 22-9628

募集 自衛官になりませんか

①自衛官候補生・男子

(技術、資格を習得するコース)

②自衛官候補生・女子

(技術、資格を習得するコース)

③一般曹候補生

(小部隊のリーダーになるコース)

④海上・航空自衛隊航空学生

(パイロットになるコース)

【応募資格】

①②③ 18歳以上 27歳未満で日本国籍の人

④ 18歳以上 21歳未満の高卒(見込含む)で日本国籍の人

【受付期間】

①随時

②③④ 8月1日(土)～9月8日(火)

【試験期日】

①③ 9月18日(金)または19日(土)

② 9月25日(金)～29日(火)のいずれか1日を指定

④ 9月23日(水祝)

【試験会場】

①③ 県伊賀庁舎

②④ 受付時にお知らせします。

【応募先・問い合わせ】 防衛省自衛隊三重地方協力本部伊賀地域事務所

☎ 21-6720

～ウィークリー伊賀市～

今月は「熱中症を予防しましょう」などをお送りします。

募集 男女共同参画ネットワーク 会議新規会員

会員独自の活動を尊重し、情報交換を通じてネットワークを強化しながら、男女が共にその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とした男女共同参画ネットワーク会議(愛称：いきいきネット)に、新たに参加する団体・サークル、個人の会員を募集します。

【対象者】 市内で活動中の男女共同参画推進に賛同していただける団体・サークル・個人

※営利を目的としないこと。

【活動内容】

男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが」の開催やネットワーク会議会員相互の交流や研修など

【申込方法】

市ホームページまたは男女共同参画センターにある申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

【申込先・問い合わせ】

男女共同参画センター(人権政策・男女共同参画課)

☎ 22-9632 FAX 22-9666

募集 裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官高卒者区分)

【受付期間】

○インターネット：7月14日(火)午前10時～7月23日(木)受信分まで有効

○郵送：7月14日(火)～7月17日(金)※当日消印有効

【申込方法】 インターネット・郵送(郵送の場合は必ず簡易書留で提出してください。)

【試験期日】

第1次試験日：9月13日(日)

【受験資格】

○平成27年4月1日で高等学校卒業後2年以内の人

○平成28年3月末までに高等学校を卒業する見込みの人

※受験資格の詳細については裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)でご確認ください。

※受験案内は、裁判所のウェブサイトに掲載するほか、最寄りの裁判所で配布しています。

【問い合わせ】 津地方裁判所事務局総務課人事第一係

☎ 059-226-4876(ダイヤルイン)

募集 夏休み子ども連続講座

夏休みを図書室で過ごしませんか。1回のみでも参加できます。

【とき・内容】

○7月28日(火)

『夏休みの自由研究をしよう!! 図書室の本で調べよう!! ①』

○7月29日(水)

『作ってみよう!!』

○7月30日(木)

『夏休みの自由研究をしよう!! 図書室の本で調べよう!! ②』

すべて午前10時30分～正午

【ところ】

青山図書室

【申込受付開始日】

7月6日(月)

【申込先・問い合わせ】

青山公民館

☎ 52-1110 FAX 52-1211

募集 読書感想文コンクール

読書は豊かな人間性や考える力を育みます。読書で感じたことを綴って表現してみませんか。一般の人の作品もお待ちしています。

【課 題】

自由 ※未発表のもの

【応募資格】

市内在住・在勤・在学の人

【応募区分】

第1部：高校生・大学生・一般

第2部：中学生

第3部：小学生

【応募規定】

○縦書き400字詰め原稿用紙を使用し、応募は1人1点とします。

○原稿枚数は、第1部・第2部は5枚以内、第3部は3枚以内とします。

○題名は原稿の欄外へ記入し、住所・氏名・学校名などは、応募票に記入の上、原稿に添えて提出してください。

○応募原稿は、返却しません。

【各 賞】

特選・入選の人には、賞状と副賞をお渡しします。

【応募方法】 郵送・持参

【応募期間】 9月2日(水)～10月2日(金) ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒518-0873

伊賀市上野丸之内40番地の5

上野図書館

☎ 21-6868 FAX 21-8999



高原の自然を感じて

第 28 回青山高原つつじクオーターマラソン大会 (5月31日)

▼クオーターの部では 807 人が参加し、スタートの合図で勢いよく走り始めました。



青山高原で、第 28 回青山高原つつじクオーターマラソン大会を開きました。この大会は 3 km の部、5 km の部、10.55km を走るクオーターの部に分かれて行われました。

この日は、強い風が吹く中でのレースになりましたが、参加した 1,130 人のうち 1,111 人が見事完走を果たしました。ゴール地点では、起伏の激しいコースを走りきりお互いの健闘を称え合うランナーの姿が見られました。



▲新緑の青山高原を爽やかな汗を流しながら駆け抜けました。

1 対 1 の真剣勝負！

上野子ども会卓球大会（6月6日）

県立ゆめドームうえの上野子ども会卓球大会が開催されました。この大会は、卓球競技をとおして、たくましい心身をつくり、みんなが仲良くなるとともに、青少年の健全育成に役立てることを目的に毎年行われています。

64 回目となる今年は、26 団体 238 人が参加し、4 年生以下の部男女、5 年生の部男女、6 年生の部男女に分かれて順に行われました。



◀▼選手たちは、日頃の練習の成果を発揮しようと、一生懸命プレイしていました。



発表と交流の場

島ヶ原文化サークルまつり演芸会（6月7日）

この催しは、文化・教養の振興を図るために毎年開催されているもので、今年は 10 グループ約 90 人が参加しました。

ふれあいバンドミドルズによる演奏や、日本伝統民謡音楽教室による「祝い目出度」などの披露のほか、大正琴やオカリナ、コーラスなどさまざまなグループが日頃の練習成果を発表し、訪れた人を楽しませました。



◀ふれあいバンドミドルズのステージでは、ボーカルが加わった演奏が披露され、訪れた人は聞き入っている様子でした。

▶大正琴の奏でる繊細な音色が会場を魅了しました。



有料広告を募集します

広報いが市への広告を募集しています。広報いが市は、市内の各戸へ配布するほか、市ホームページにも掲載します。

【発行部数】約 36,000 部

【掲載料】1 枠…2 万円

（縦 5 cm × 横 9 cm）

【申込期限】発行日 2 カ月前

【問い合わせ】広聴情報課

☎ 22・96636





カラダのこと
おしえて！

水分補給のつもりが思わぬ病気に…

清涼飲料水の飲みすぎに注意しましょう

ペットボトル症候群をご存じですか

「ペットボトル症候群」は、正式名を「ソフトドリンクケトーシス」といい、炭酸飲料やスポーツドリンクなどの清涼飲料水を大量に飲み続けることで起こる急性の糖尿病のことをいいます。

原因は清涼飲料水

なぜ糖尿病になるのでしょうか。それは、清涼飲料水に含まれる糖質に原因があります。大量に飲むことで血糖値が上がり、そのために喉が渇き、また清涼飲料水を飲むという悪循環を繰り返します。そして常に血糖値が高い状態になることで急性の糖尿病になってしまいます。清涼飲料水を水代わりに、1日2～3L飲む生活をしていた高校生が意識障害で病院に運ばれたことが報告されています。

清涼飲料水に含まれる多量の糖質

清涼飲料水には、どのくらいの糖質（果糖ブドウ糖液など）が含まれているかをご存じですか。

一般的に、100ml中20～40kcal、500ml中100～200kcal、砂糖に換算すると約25～50g（6gのスティックシュガーで4～8本）も含まれています。びっくりしますよね。

健康志向の人が増えた影響で、「カロリーオフ」や「カロリーゼロ」などと表記した商品が増えていますが、実はカロリーオフは100ml中20kcal以下、カロリーゼロは5kcal未満の糖質が含まれています。

飲み物の選び方に注意しましょう

汗の量に見合う水分補給が必要ですが、スポーツ時には塩分やミネラル、アミノ酸などの補給も必要になります。先のとおり、清涼飲料水には糖質が含まれているのでお茶やミネラルウォーターなどを飲むことも水分補給の一つです。

暑い日には冷たい飲み物が欲しくなりますが、飲み物の選び方には注意が必要なお知らせをお知らせしましたか。ちなみにビールは利尿作用が強く、尿で排泄される水分の量が多くなり、水分補給にならないのでご注意ください。

伊賀市立上野総合市民病院
薬剤師・糖尿病療養指導士 福森和俊



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111



国民年金のはなし

■国民年金には免除制度や猶予制度があります

①保険料免除制度・若年者納付猶予制度

保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」をご利用ください。

【平成27年度免除受付開始日】 7月1日(木)

【対象期間】 7月～平成28年6月分

②学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金の保険料が免除される「学生納付特例」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

【承認期間】 4月～平成28年3月

※①②とも、申請は原則として毎年必要です。

※昨年4月1日から、2年1カ月前までさかのぼって、免除申請ができるようになりました。その期間に未納があり、なおかつ納付が困難な場合には速やかに申請してください。

■免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。ただし、すでに老齢基礎年金を受けている人は追納することができません。保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151
各支所住民福祉課
津年金事務所 ☎ 059-228-9112

伊賀警察署だよ！



楽しい夏休みを過ごすために

まもなく夏休みを迎えますが、夏休みは花火や川遊びなど子どもたちにとって魅力的なできごとがたくさんあります。

その反面で周囲の人に迷惑をかけてしまったり、思わぬところで犯罪の被害にあってしまうことがあります。

子どもたちが遊ぶときは次のルールを教えましょう。

- 花火は迷惑にならないような場所や時間を選んで遊ぶ
- 学校などに無断で立ち入らない
- 川は大人と一緒に行く

また、子どもたちが犯罪被害にあわないために、次のことを普段から教えましょう。

- 知らない人には絶対について行かない
- 万が一連れ去られそうになったら、大声で叫び、すぐ逃げる
- 留守番をするときは、家の鍵を必ずかけ、何があっても絶対にドアを開けない

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110

名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

ノンステップバスをご存じですか

バスに乗るとき、段差が大きく乗りにくいと感じたことはありませんか。これがバスを敬遠する理由の一つになっていないでしょうか。

そこで近年、ノンステップバスが導入されています。ノンステップバスとは、路面から床までの高さを低くし、乗降口の段差をなくした乗り降りしやすいバスのことで、車いすでも乗りやすくなっています。これから高齢者人口が増える見通しの中、国もノンステップバスの導入を支援しています。

ちなみに県内では平成25年度末の導入割合は約20%です。実際乗ってみると今までと比べて乗り降りがとても楽なことが実感できます。まだ乗ったことがないという人はぜひ体感してみてください。

【問い合わせ】 総合政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9672

三重交通㈱伊賀営業所 ☎ 66-3715



明日に向かって ～差別をなくしていくために～

文学と人権意識 —文化交流課—

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

伊賀は、松尾芭蕉や横光利一などの優れた文学者のゆかりの地です。今回は文学と人権意識のかわりについて考えてみたいと思います。

毎年、横光利一の生まれた3月17日前後に、市内で『雪解』のつどい』が開催されます。横光利一の作品の朗読や解説を通してその人柄と作品を偲ぶ催しです。今年のつどいでは、横光が叔父である丸橋又治郎に宛てた手紙の中の一節が朗読されました。

手紙の中で、足が不自由な人を示す意味の差別用語が知人に対する呼び方として登場します。つどいの当日は、この言葉が現在では障がいのある人を差別する不適切な表現であり、人権尊重の立場から使うべきではないことを断った上で、執筆された当時の資料として原文を尊重し、そのまま朗読しました。

書簡や文学作品の中には、執筆された時代の人権問題に関する社会意識の状況もあり、差別表現

が含まれていることがあります。この横光の書簡でも、言葉だけを取り上げれば差別であるということも言えるかもしれません。しかし、筆者に差別的な意図はなく、話の流れから親しみをこめて使っていることが読み取れ、悪意によるものではないことがわかります。

日々の暮らしの中では、差別的な表現をしないことや、差別を助長する言動を取らないことが必要なことは言うまでもありません。同時に、文学作品などに差別的な表現を見つけたときには、単純に「差別用語は取り除くべき」と考えるのではなく、時代背景や作家が表現しようとしている価値観に思いをはせて鑑賞する必要もあります。また、朗読会など複数の人がかかわる場では、その表現が誰かを不快にしたり傷つけたりする言葉であることを全員が認識し、考慮した行動をとることが、人権意識を高めることにつながるのだと思います。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館 だより

《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室（いがまち公民館内） ☎ 45-9122
 島ヶ原図書室（島ヶ原会館内） ☎ 59-2291
 阿山図書室（あやま文化センター内） ☎ 43-0154
 大山田図書室（大山田公民館内） ☎ 47-1175
 青山図書室（青山公民館内） ☎ 52-1110

今月の新着図書

■一般書

『THE BOOKS green』

ミシマ社／編

全国 365 人の書店員が、中高生に熱く薦める 1 冊＋その次に読むべき 1 冊を、直筆の推薦文とともに紹介。読書のきっかけを探している人におすすめです。

■絵本

『パンのようちえん えんそくにいく』

さとう めぐみ／作・絵

遠足に出かけたかまど幼稚園のパンたちが出会ったのは、くろがま幼稚園おこめ組の子どもたち。

みんなで楽しく過ごすことができるかな？

■一般書

『高島屋のしきたり事典 老舗百貨店の門外不出「贈答・おつきあい」教本』

高島屋／著

『頭のいい子が育つ習い事』

東家庭教師友の会／著

■児童書

『100 円ショップでどきどきマジック』

藤原 邦恭／著

『動物の骨 骨の博物館①』

ロブ・コルソン／文

『向かい風に髪なびかせて』 河合 二湖／著

■絵本

『おばあさんのひっこし』

エドナ・ベッカー／作

『まてまてタクシー』

西村 敏雄／作

図書館（室）からのお知らせ

あったらいいな こんな図書館

先進的な市町の図書館のパンフレットや写真を紹介し、伊賀市の図書館にあればいいなと思う機能について、展示を見た人からご意見をいただく参画型展示です。

【と き】 8 月 30 日(日)まで

【ところ】 上野図書館 2 階展示コーナー

【問い合わせ】 上野図書館

7 月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30 分～1 時間程度)

と き	ところ	催物（読み手）
8 日(水)	10:30～	いがまち図書室 ミニサロンひまわり
9 日(木)	10:30～	上野図書館 えほんのひろば(ちいさなねこ)
11 日(土)	10:30～	大山田図書室 おはなしたいむ(きらきら)
		上野図書館 おはなしの会
13 日(月)	14:15～	島ヶ原老人福祉センター清流 読み聞かせ会(ネエよんで)
15 日(水)	15:00～	上野図書館 えほんの森(よもよも)
19 日(日)	10:30～	阿山図書室 読み聞かせの会「夏休み特別編」(はあと&はあと)
21 日(火)	10:30～	阿山図書室 読み聞かせの会(はあと&はあと)
22 日(水)	10:30～	上野図書館 おひざでだっこのおはなし会
23 日(木)	10:30～	青山図書室 おはなしなあに？
25 日(土)	10:00～	いがまち図書室 読み聞かせ会(ぶらんこ)
	10:30～	上野図書館 おはなしの会
8 月 4 日(火)	11:00～	大山田図書室 あかちゃんたいむ・ミニおはなし会

としょかん布バッグづくり

講師の「布の絵本作成グループ お針子チクチク」が準備した布バッグにフェルトなどを貼って、自分だけのバッグを作ります。



【と き】

7 月 25 日(土)・26 日(日) 午後 1 時 30 分～
 ※どちらかに参加してください。

【ところ】 上野図書館

【対象者】 小学生以下 ※定員：各回 20 人
 ※小学校 3 年生以下は保護者同伴です。

【料 金】 600 円(布・ボンド代など)

【申込受付開始日】 7 月 11 日(土) 午前 9 時～

【申込先】 上野図書館 ※電話予約制

◆上野図書館の開館時間を延長します

夏休み期間中、開館時間を 1 時間延長します。また、青少年読書感想文全国コンクール課題図書などを取りそろえたコーナーを設けます。

【開館時間延長の期間】 7 月 21 日(火)～8 月 30 日(日)

【開館時間】 午前 9 時～午後 6 時

【休館日】 月曜日・7 月 31 日(金)(図書整理日)

【問い合わせ】 上野図書館

7月の二次救急実施病院

◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
*小児科以外の診療科です。			1 岡波・名張	2 名張	3 上野	4 名張
5 名張	6 岡波	7 名張	8 岡波・名張	9 名張	10 上野	11 上野
12 岡波	13 岡波	14 上野	15 岡波・名張	16 名張	17 上野	18 名張
19 名張	20 岡波	21 名張	22 岡波・名張	23 名張	24 上野	25 上野
26 岡波	27 岡波	28 上野	29 岡波・名張	30 名張	31 上野	

《実施時間帯》 平日：午後5時～翌日午前8時45分
土・日・祝日：午前8時45分～翌日午前8時45分

《実施時間帯（岡波総合病院）》

月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分 日曜日：午前9時～翌日午前8時45分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

【上野総合市民病院（☎ 24-1111）】

【名張市立病院（☎ 61-1100）】

【岡波総合病院（☎ 21-3135）】

※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。

※二次救急（重症）の人が対象です。

◎伊賀市救急相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22

（フリーダイヤル）

医師・看護師などが24時間年中無休体制で、救急医療や応急処置などに関する相談に応じます。（通話料・相談料：無料）

◎伊賀市応急診療所（一次救急）【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時

※受付は、診療終了時刻の30分前までをお願いします。

◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、三重県救急医療情報センター（☎ 24-1199）へお問い合わせください。

7月は 青少年の非行・被害防止全国強調月間です



子どもたちが楽しみにしている夏休みがもうすぐ始まります。子どもたちにとっては、普段できないことを体験するよい機会となります。しかし、「学校が休み」という開放感から生活が不規則になりがちであり、問題行動も発生しやすい時期でもあります。

明日の伊賀市を担う子どもたちを社会全体で育むため、家庭・学校・地域が一体となって青少年健全育成の取り組みを推進することが必要です。このため、伊賀市青少年育成市民連絡会議と教育委員会では次の課題に取り組んでいます。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

◆青少年に有害な環境をなくす活動などの推進

青少年の非行を誘発しやすい施設などを巡回し、関係者の協力を求めることで青少年を取り巻く有害環境をなくす活動を推進します。

◆研修会などの開催

青少年健全育成に関する講演会や研修会を通じて、青少年の健全育成についての理解を深めていきます。

■問い合わせ 生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

◎伊賀市青少年センター

非行問題や交友問題など青少年の悩みを解決するため、伊賀市青少年センター主任補導員が電話や面接により、適切な指導・助言を行っています。お気軽にご相談ください。

《とき》 月～金曜日 午前9時～午後4時

※祝日は除く。

《ところ》 青少年センター

（上野ふれあいプラザ 3階）

《相談先》 ☎ 24-3251

市長の伊賀じまん

— 伊賀の舟便 —



皆さんは、大阪から伊賀まで舟便が届いていたことをご存じですか。

徒歩での交通が主流の江戸時代、大阪や奈良、大津や京都など、伊賀はどの方面に向かうにも大変便利な土地柄でした。しかし、伊賀は徒歩だけではなく、川港の国でもありました。長田橋のたもとに「淀川^{せとう}通航終点の碑」が残されています。

当時は、伊賀の米や麦などを大阪の蔵屋敷まで運び、戻る舟が塩などを運んでいました。また、さらに長田川をさかのぼって阿保まで行っていたという説もあります。舟便で運ばれた塩の専売権を得ていたのが、道頓堀川の開通に功績のある安井家でした。西蓮寺（長田）や上野天神宮の灯籠には、寄進者の安

井九兵衛の名前が刻まれています。

長田川から現在の京都府相楽郡の笠置までの川筋を全て記録した

▲淀川通航終点の碑。大阪との間で舟便が行き来していた。



▶「伊州上野長田川筋城州笠置迄川絵図」(上・中・下巻)。
写真は、上巻の鯛ヶ瀬（島ヶ原）周辺。
(伊山文庫所蔵)



「伊州上野長田川筋城州笠置迄川絵図」という地図があります。絵師の速水春暁^{はやみしゅんぎょうさい}の作で、川のどこに岩があってどのように曲がっているかなどが細やかに再現され、地名や周辺の風景、川のうねりまでも緻密に描きこまれていて非常に見事です。

かつての舟便の遺産が残されていることは、今の時代にあっても大変貴重なことだと思います。河川の歴史を見るだけでも、今では想像のできない現実が広がっていたのです。

川絵図を眺めて当時の河川交通に想いを馳せると、伊賀の可能性を感じることができます。それは、目の前に見えることだけで物事を捉えてはいけないということを考えさせられるからです。河川に限らず、歴史を勉強することで、何を未来に生かせるのかを学び、生かしていかなければならない。地方創生が叫ばれる中、こういった可能性を見つめなおすことで、地域の発展性が見えてくるのではないのでしょうか。

(伊賀市長 岡本 栄)

伊賀市の文化財 91

国登録有形文化財 (建造物)

中森家住宅 主屋・離れ・前蔵・蔵・門及び土塀・井戸屋形及び板塀
(上野玄蕃町)

上野玄蕃町は、上野城の外堀東側に位置し、かつて藤堂藩侍大将、藤堂新七郎家の下屋敷がありました。
中森家は、藤堂新七郎家の陪臣^{へいじん}で、1870年(明治3年)の藤堂新七郎家臣屋敷図に現在地と同じ場所に「中森孫兵衛」の名前が確認できます。

通りに面する前蔵や門、土塀などが歴史的な景観を形成しています。

主屋の出入口は南向きで門とは直交しています。建設時期は江戸末期とされ、当初は門の正面に東向きに出入口があったものを、昭和初期の洋室増築時に現在のように改築しました。間取りは和室四間の基本形に台所を加えたもので、上野城下町に現存するほかの武家屋敷に比べると規模は小さめですが、屋根の棟に鳥^{とり}衾^{きん}が乗り、鬼瓦には中森家の家紋が入られるなど、格式を重んじる構成です。

主屋西の縁に続けて、大正初期に新座敷と呼ばれる離れが増築されました。六畳二間続きで、主屋に比べると造りは贅沢なものです。特に奥



▲中森家住宅の外観

の座敷の床には付書院^{つけしやいん}が備えられ、菱模様の組子細工の欄間^{らんま}が嵌められています。江戸期の質素な主屋に対して、大正期の贅沢な離れの造りが対照的です。

敷地内にはこのほかに、蔵・井戸があり、蔵は敷地の西端に位置し、高さのあるその姿は、旧外堀側から見える屋敷の景観を整えています。井戸屋形や板塀は、敷地内で中庭と外庭を隔てる役目を果たしています。中森家住宅のように、主屋・蔵・門・塀がまとまって残っている屋敷は少なく、武家屋敷のたたずまいを色濃く残す建物群として、平成26年12月19日に、国の登録有形文化財に登録されました。

*陪臣：主人を持つ武士が自らの家臣として召し抱えた武士。家臣の家臣。

文化財課

☎ 47・1285 FAX 47・1290